

# フィンランドにおける二元的所得税の新展開

— 累進資本所得税の再分配効果 —

野村 容 康

## 一、はじめに

一九九〇年代以降、先進諸国で行われた税制改革で一つの大きな潮流を作ったのが、北欧で生まれた「二元的所得税 (Dual Income Tax)」である。もともとこの税制は、デンマークに起源をもつといわれるが、九〇年代はじめにスウェーデン、ノルウェー、フィンランドで相次いで導入され定着したことなどから、その後ヨーロッパ各国における租税政策のロールモデルとみなされるよ

うになった (OECD (2010))。

二元的所得税の最大の特徴は、累進的な勤労所得税と切り離された、低率でフラットな資本所得税にある。ここでは個人の資本所得税率、法人所得税率、さらには勤労所得の最低税率がすべて等しく揃った体系が、効率性と簡素の点から推奨され、しばしば純粋な二元的所得税と呼ばれている。主たる財源調達と再分配の役割を勤労所得税に委ねる一方で、とりわけグローバル経済の下で移動性が高まった資本への歪みを最小限に止めることで、公平性と効率性の両立が企図されたので

ある（馬場（二〇〇四））。

北欧三国の中では、最後にこの制度に移行したフィンランドでも、当初は純粋な二元的所得税に近い体系を維持していた。しかし、その後、EU域内における租税競争の圧力から法人税率の引下げを余儀なくされるなかで、現在では初期の姿からはいくらか乖離した仕組みとなっている。特に二〇一二年には、税制の再分配機能を強化する観点から、純粋な二元的所得税の重要な条件である資本所得へのフラット課税が廃止され、一定の超過額を対象とする新たな付加税率が創設された。すなわち、資本所得については、勤労所得との分離課税の下で、従来の比例課税方式から累進課税方式へと租税政策の転換が図られたのである。

本稿では、北欧における二元的所得税の実態の一端を明らかにすべく、近年フィンランドで導入された資本所得への累進課税について、所得再分

配の観点から検討を加える。まずこうした改革が実施された背景を振り返り、二〇一〇年代の同国における所得分配の変化とその要因を探りながら、新たな資本所得税の再分配効果について検証を試みたい。

## 二、従来の資本所得税制と改革の

### 背景

#### (1) 二〇〇〇年代の配当所得税制

フィンランドでは、一九九三年に二元的所得税が導入されて以来、個人の資本所得は原則として比例税率の下で一体的に課税されていた。そうしたなか、上場法人から支払われる配当については、完全なインピュテーション方式により法人所得税との二重課税が排除された。他方、非上場法人の所得は、租税回避を防ぐための *splitting* 制

度に基づき、法人所有純資産に九・五八五%の機会収益率を乗じた部分を配当所得とみなし、これを超える部分に累進的な勤労所得税が課せられた。

二〇〇五年に実施された税制改革では、国際課税上の理由から、インピュテーション方式が配当の部分課税方式（受取配当の七〇%のみ課税）に取って代わられるとともに、法人税率と個人の資本所得税率とともに引き下げられた。同時に、非上場法人を対象とする splitting 制度も大幅に改定され、配当所得を算出するための機会収益率が九%に引き下げられたうえで、新たに九万ユーロの基礎控除（非課税枠）が創設された。そして法人所得のうち、同収益率を超える金額は、その七〇%を勤労所得として累進課税の対象とすることになったのである。

## (2) Hetemäki 報告

改定された資本所得税制については、政府の税制検討ワーキンググループが、二〇一〇年六月に公表した報告書で二つの問題点を指摘した (Hetemäki 報告)。一つが法人課税と個人課税とのバランスに関係する。報告によれば、法人所得税は、多国籍企業がフィンランドへの投資と利益計上を行おうとする動機をくじいてはならない。もし法人税率が高すぎると、国内資本ストックの減少と労働生産性の低下を招き、これにより経済成長を損なうばかりか、長期的には税負担が国内労働者に転嫁されてしまう。それに対して、個人段階での資本所得税は、国際資本市場からの資金調達可能な大企業に対して、その実物投資や生産性に与える影響が小さい。こうした観点から、報告は、今後の改革にあたっては、資本所得税の比重を法人段階から個人段階にシフトさせてい

くべきとした。

二つ目が非上場株式の配当に関する課税問題である。報告は、新たな splitting 制度が配当金の支払いや純資産の増加への強い誘因を法人オーナーに与えることで、中小法人の生産的な投資活動を妨げている点を重くみる。同グループの調査によると、当時、フィンランド非上場法人の約四割が、保有純資産のちょうど九%までの配当金を支払っていた。加えて、法人が純資産を積み増しするにあたっては、内部資金が減価償却を伴う機械・設備などの実物資産ではなく、保有コストがほとんどかからない証券や不動産の購入に向けられる傾向にあった。

以上の考察に基づき、ワーキンググループが最終的に政府に提出した、資本所得課税に関する改革案は、①法人税率の引下げ（当時二六%から二二%へ）、②個人の資本所得税率の引上げ（当時

二八%から三〇%へ）、③上場企業の配当に係る部分課税方式の廃止、④非上場法人の配当について現行の基礎控除を撤廃したうえで、機会収益率に相当する部分（正常収益）はその三五%を資本所得に算入し、機会収益率を超える部分（超過収益）は全額、資本所得として追加課税の対象とする、<sup>(1)</sup>というものであった。

### (3) 二〇一二年改革とその後

Helemäki 報告で示された改革案は、二〇一一年六月の政権交代によって事実上棚上げの状態とされたが、新たに発足した六党連立内閣は、資本所得課税の分野では、改革案の骨格を継承する形で、①法人税率の二四・五%への引下げ、②非上場株式の配当に係る基礎控除の六万ユーロへの引下げ、③通常の個人資本所得税の引上げ、④住宅ローン利子控除の制限（七五%）、を翌年から実

施することを決定した。

このなかで特に注目されるのが、③においては、報告で提案された三〇%への標準税率引上げに加えて、五万ユーロを超える所得に課せられる、三二%の付加税率の創設が含まれていたことである。これは、個人の資本所得に対して二段階の累進税率を適用することに他ならず、それまで北欧型二元的所得税の下で、中立性優先の立場から進められてきた、フィンランドにおける資本所得税政策の重要な転換を意味している。

こうした革新的な改革の背景には、近年の同国における経済格差の拡大と、不平等をもたらした要因の一つとしての現行所得税制への批判があった。<sup>2)</sup>一九九〇年代以降、資本所得の富裕層への集中が所得格差の拡大傾向を強めており、こうした動きを二元的所得税（資本所得の低率比例課税）が後押ししたというのである（Riihelä et. al.

(2010)）。もともと二元的所得税が格差の拡大を助長したという因果性を厳密に立証するのは不可能に近いが、少なくとも資本所得課税の累進化には、格差拡大への対抗手段として、個人所得税の再分配機能を強化しようとする政策当局の意図があったのは疑いない。<sup>3)</sup>

一二年以降においても、個人の資本所得に対しては、税制の再分配機能を重視する立場から、基本的に課税を強化する方向で改革が実施されてきている。その後の改定ポイントを整理すると、以下のようになる。

①二段階の累進資本所得税については、一四年以降、付加税率が適用されはじめる所得水準が段階的に引き下げられる（一四年・四万ユーロ、一五年・三万ユーロ）とともに、付加税率の水準も一五年に三三%、一六年に三四%まで引き上げられた。

②一四年に、上場株式の配当について、課税資本所得となる割合が七〇%から八五%に引き上げられた。

③同じ年に、非上場株式の配当に係る基礎控除が、ついに撤廃された。これに伴って、法人純資産の八%を限度とする配当は、一五万ドルまでが配当金額の二五%、一五万ドル超の部分はその八五%が資本所得扱いとなり、配当が八%を超える<sup>(4)</sup>と、その超過額の七五%が勤労所得の扱いとなった。

### 三、二元的所得税の再分配効果

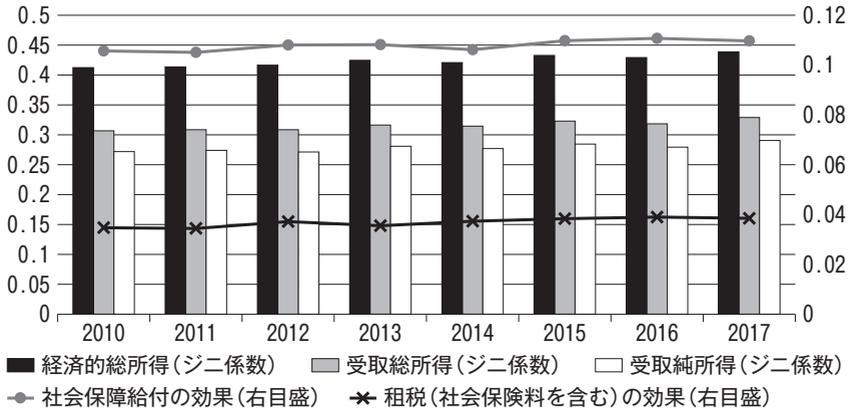
#### (1) 所得分配の変化

では、上述のような改革を背景として、フィンランドの累進的な資本所得税は、当局の狙い通り、これまで再分配機能の改善に貢献したのだら

うか。以下では、この点について、主にFinland Statisticsの所得十分位別の集計データを使って検証してみたい。

図表1は、二〇一〇年以降における、各所得概念に関する不平等度を表すジニ係数の推移、ならびに社会保障と租税に基づく再分配効果を示している。これを見ると、経済的総所得のジニ係数が、一〇年の〇・四一から一七年の〇・四四まで上昇するのに併せて、受取純所得、受取総所得とも上昇している。一九九〇年時点の経済的総所得のジニ係数が〇・三五であった点を踏まえれば、フィンランドでは、二〇一〇年代に入ってもなお所得格差が拡大基調にあることがわかる。そうしたなか、財政を通じた再分配効果については、これを社会保障に基づく部分と税に基づく部分に分けた場合、前者が後者の三倍ほどで、いずれの効果もこの間、緩やかに上昇している。

図表 1 各所得のジニ係数と財政による再分配効果



(注) 図表内の各指標は以下のように定義される。経済的総所得＝当初所得、受取総所得＝社会保障給付後の所得、受取純所得＝受取総所得から税と社会保障負担を控除した可処分所得、社会保障給付の効果＝経済的総所得のジニ係数－受取総所得のジニ係数、租税の効果＝受取総所得のジニ係数－受取純所得のジニ係数

〔出所〕 Statistics Finland 各データより算出。以下の図表も同じ。

## (2) 格差拡大の決定要因

こうした近年における所得格差の拡大は、どのようなして生じたのだろうか。図表2は、経済的総所得のジニ係数を、それぞれの要素所得別に要因分解した結果である。これは、総所得の不平等が、各所得それ自体の不平等度と当該所得のシェアとの積によって決まることを表している。各所得の寄与度の推移を比べると、この間の所得分配の悪化は、そのほとんどが資本所得によって説明されることがわかる。

確かに、勤労所得のジニ係数も一定程度上昇してはいるが、そのシェアが下がることで、総所得の不平等に与える効果が減殺されてしまった。それに対し、資本所得は、ジニ係数の上昇（〇・三九↓〇・四三）と所得シェアの増大（〇・一九↓〇・二三）という双方の要因によって、所得不平等への寄与度を高めることになった。

図表2 ジニ係数（経済的総所得）の要因分解

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
勤労所得	ジニ係数	0.416	0.412	0.418	0.424	0.423	0.432	0.432	0.440
	所得シェア	0.749	0.748	0.760	0.745	0.741	0.735	0.733	0.722
	寄与度	0.311	0.308	0.318	0.316	0.313	0.318	0.317	0.318
資本所得	ジニ係数	0.389	0.406	0.397	0.422	0.403	0.432	0.420	0.427
	所得シェア	0.189	0.190	0.181	0.197	0.205	0.214	0.216	0.228
	寄与度	0.074	0.077	0.072	0.083	0.082	0.093	0.091	0.097
事業所得	ジニ係数	0.311	0.458	0.455	0.444	0.457	0.439	0.429	0.470
	所得シェア	0.074	0.061	0.059	0.057	0.054	0.051	0.051	0.050
	寄与度	0.027	0.028	0.027	0.026	0.025	0.022	0.022	0.024
合計所得	ジニ係数	0.412	0.414	0.416	0.425	0.421	0.433	0.429	0.439

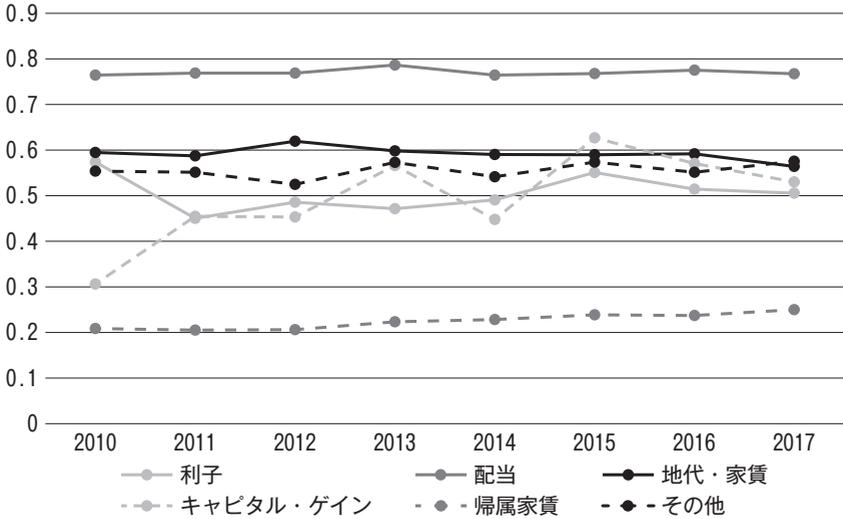
(注) 各種所得の寄与度（＝ジニ係数×所得シェア）の合計＝合計所得のジニ係数

では、具体的にどのような資本所得の影響が強かったであろうか。所得種類別のジニ係数を示した図表3によると、全体として、配当所得の不平等度が高いのが目立つ。帰属家賃は、緩やかな上昇傾向にあるものの、これら所得項目の中では最も格差が小さい。キャピタルゲインについては、年度間の変動が大きいのが特徴的である。

一方、これら所得の構成比（図表4）を見ると、配当のシェアが、この間一九％から一八％へと変化したのに対して、資本所得全体の過半を占める帰属家賃は五一％から五四％に上昇している。キャピタルゲインのシェアは九～一三％で、ジニ係数と同様の動きである。

ここでも、各種所得のジニ係数と所得シェアの積である寄与度によって資本所得全体への効果を測ると、一〇年から一七年までの格差拡大の主因が帰属家賃とキャピタルゲインにあったのがわか

図表3 資本所得別のジニ係数



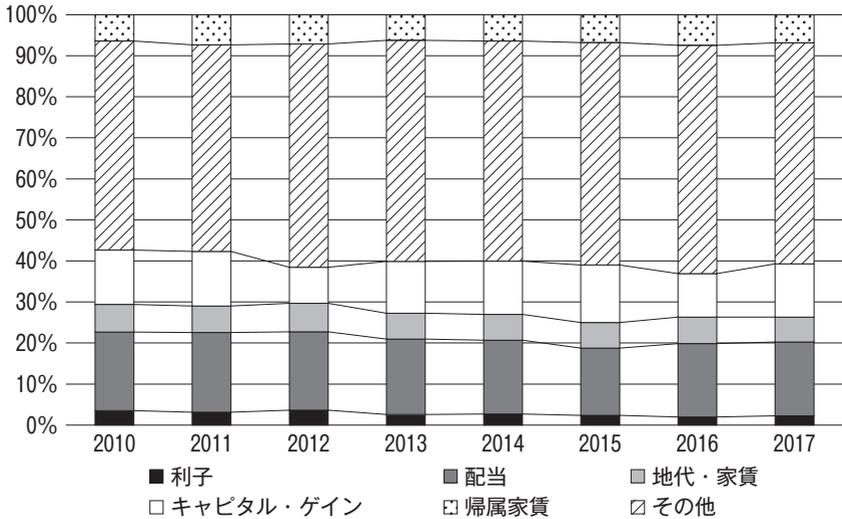
る。<sup>(5)</sup>特に帰属家賃は、経年のトレンドとして集中度係数と所得シェアを同時に高めることで、資本所得の格差拡大に寄与することになった。

### (3) 所得再分配効果の変化

では、以上のような資本所得の不平等化に対して、資本所得税はどのような効果を発揮したのだろうか。図表5は、Kristjansson (2010) の手法に従って、二元的所得税全体の再分配効果を、個別所得税の累進度・平均税率・所得シェアなどに分解した結果を示している。<sup>(6)</sup>

表から一二年改革を挟む一〇年から一七年までの変化を見ると、所得税全体の再分配効果が〇・〇一六から〇・〇一八に上昇するなかで、資本所得税は〇・〇〇三から〇・〇〇四へと高まっている。勤労所得税の効果がほとんど変化していないことや資本所得要因の間接効果が再分配にプラス

図表4 各資本所得のシェア



に働いている点を考慮すれば、この間、所得税の再分配効果が僅かにせよ高まったのは、資本所得税によるものであったことがわかる。

しかし、資本所得税の直接効果を要因分解すると、興味深い点が明らかとなる。すなわち、この間の増税のため、資本所得税の実効税率が上昇しているのは理解できるが、累進度については明らかに下がっていることである。ただし、この表における資本所得税率の算定にあたっては、分母に課税対象とならない帰属家賃が含まれている点に留意が必要である。

実は、帰属家賃は、各種資本所得の中で最も平等に分布しているため、この所得が非課税であることが、部分的に資本所得税の累進性を高める役割を果たしている。これは、定額の基礎控除が所得課税の累進度を高めるのと同じ効果である。ところが、先に見たとおり、近年における帰属家賃

図表5 所得税の再分配効果に関する要因分解

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
再分配効果	0.016	0.017	0.017	0.017	0.017	0.018	0.018	0.018
直接効果	0.016	0.016	0.017	0.016	0.017	0.017	0.017	0.017
勤労所得税	0.013	0.013	0.014	0.013	0.013	0.014	0.014	0.013
累進度	0.346	0.350	0.372	0.339	0.338	0.349	0.366	0.374
平均実効税率	0.043	0.043	0.043	0.047	0.046	0.047	0.045	0.041
所得シェア	0.851	0.849	0.858	0.847	0.842	0.836	0.836	0.824
資本所得税	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004
累進度	0.274	0.261	0.252	0.197	0.221	0.215	0.215	0.234
平均実効税率	0.080	0.087	0.083	0.095	0.102	0.103	0.097	0.100
所得シェア	0.149	0.151	0.142	0.153	0.158	0.164	0.164	0.176
間接効果	0.000	-0.001	0.000	-0.001	-0.001	-0.001	-0.001	-0.001
勤労所得要因	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
資本所得要因	-0.002	-0.002	-0.002	-0.002	-0.003	-0.003	-0.003	-0.003

(注) 所得税全体の再分配効果＝直接効果－間接効果、勤労（資本）所得税の効果＝累進度×平均実効税率×所得シェア、再分配効果は、図表1と同じく、課税前所得のジニ係数－課税後所得のジニ係数で算出される。累進度は、当該税額の集中度をジニ係数と同様の手法によって算出したもの（カクワニ係数）で、数値が高いほど税額が不平等に（＝累進的に）分布していることを表している。間接効果とは、勤労所得と資本所得の分布の相対的關係が課税前後でどのように変化するかで決まる。課税後の所得比率が課税前に比べて低下するほど、全体の再分配効果に対しプラスに作用する。

の不平等度と所得シェアの高まりは、帰属家賃非課税がこうした累進性に貢献する度合いを弱めることになった。実際、資本所得から帰属家賃を除いて改めて推計すると、その累進度は、〇・〇二九（一二年）↓〇・〇三一（一七年）へと、改革以降僅かながらも上昇したことがわかる。また、同じようにして平均実効税率を再計算すると、〇・一九（一二年）↓〇・二四（一七年）といった伸びとなり、一二年以降の税率引上げなどが一定の資本所得税負担の増大につながったことが確認できる。

#### 四、二〇一二年改革の短期的効果

##### (1) 改革前後の資本所得税の効果

確かに、資本所得税の累進度は、帰属家賃を除く外すれば二〇一二年以降において僅かながらも上

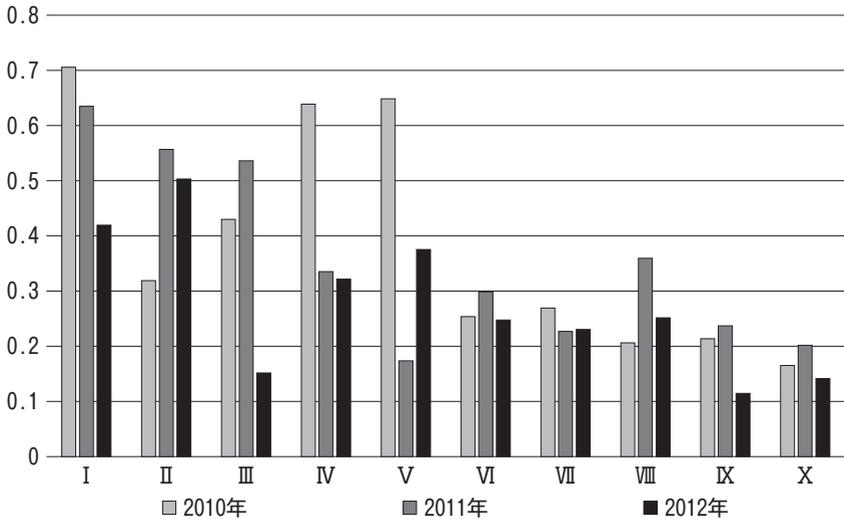
昇を示した。しかし、累進資本所得税が導入された一二年や翌一三年の累進度は、導入前に比べて顕著に低下している。帰属家賃を外したケースでも、改革前後の累進度は、 $0 \cdot 09$  ( $1 \cdot 0$ 年)  $\downarrow$   $0 \cdot 03$  ( $1 \cdot 2$ 年) へと後退した。他方、同様のケースで、資本所得のシェアが $0 \cdot 08$  ( $1 \cdot 1$ 年)  $\downarrow$   $0 \cdot 07$  ( $1 \cdot 2$ 年) に縮小したことで、実効税率は上昇したとはいえ、間接効果を含めた再分配効果は、このときの資本所得税の引上げにも関わらず、一二年に低下することになったのである。

なぜ、このとき資本所得税の累進度が低下して、再分配効果は落ち込んでしまったのだろうか。この点を階層別データだけで説明するのは難しいが、一つの大きな要因としては、税制改革を挟んで異時点間の代替効果が作用したことが考えられる (Saez et al. (2012))。特にキャピタルゲイ

ンについては、資産の売却時点ではじめてその利益が課税対象となる (あるいは損失が控除の対象となる) という特性から、資本所得の中では個人が裁量的に操作しうる典型的な形態である。とすれば、租税節約に無関心でいられない投資家には、一二年に税率が引き上げられる前に、株式など保有資産の含み益を実現しておこうという誘因が働いたはずである。

いま一つは、一般的な資本所得税の引上げとともに、非上場株式配当への課税が強化される前に、九万ユーロの非課税枠を最大限利用するため、非上場法人オーナーが自身への配当を増やすといった調整行動が考えられる。あるいは、上場法人であっても、株主の税引き所得を拡大する観点から、一年中に配当支払いを増加させた可能性もある。

図表6 所得十分位階級別にみたキャピタルゲインの所得シェア



(注) 資本所得は帰属家賃を除く。

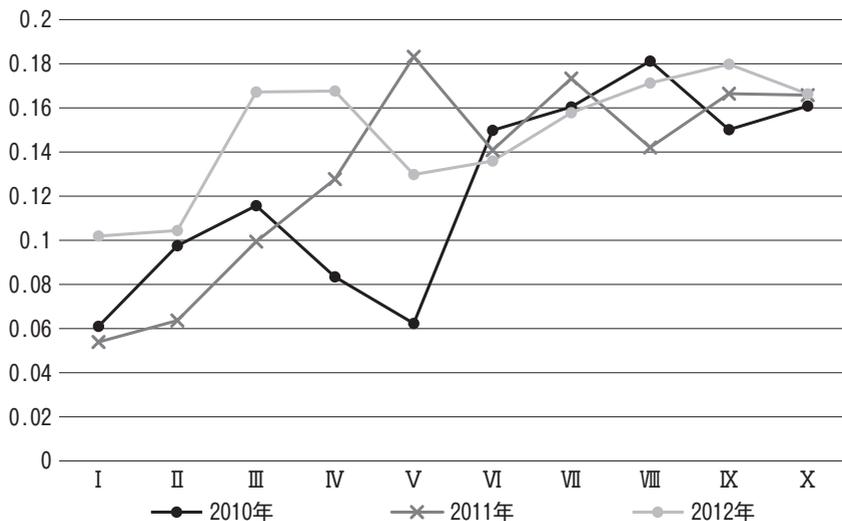
(2) 所得階級別の実現キャピタルゲイン

こうした仮説を検証するために、まずキャピタルゲインの資本所得に占める割合が改革前後にどのように変化したかを所得階級別に見てみよう。

図表6から、第八分位から第一〇分位までの最富裕層において、一一年に前年よりもキャピタルゲインの実現を増やして、一二年に減らしているという明確な動きが確認できる。<sup>(7)</sup> こうしたパターンは、第二分位、第三分位、第六分位でも認められ、先の代替効果仮説を示唆するものといえる。

他方、配当所得については、同様な分析を行っても、キャピタルゲインのようなはつきりした調整の動きは確認できなかった。その理由としては、ここでの階級別所得データの配当には上場株式と非上場株式の双方のものが含まれており、少なくとも上場株式の配当が株主にとっては基本的に受動的な所得であること、一一年中の株式売却

図表7 所得十分位階級別に見た資本所得税の平均実効税率



(注) 資本所得は帰属家賃を除く。

を通じて、クロス取引（あるいは別銘柄への乗り換え）を行わない個人の配当所得が減少したことなどが考えられる。<sup>(8)</sup>

### (3) 所得階級別の資本所得税率

最後に、このような動きの結果として決まる資本所得の実効税率が、階級別にどのように変化したかを確認しておこう。この点を示した図表7を見れば、一二年の改革を挟んで所得税の累進度が下がった理由は明らかである。それは、改革前に比べると、相対的に下位の所得層で実効税率が大きく上昇したのに対して、高所得層の税率は必ずしも上昇しなかったからである。第五分位から第七分位の階級では、むしろ一一年よりも一二年の税率が下がっている。第一〇分位階級の実効税率も、この三年でほとんど変化していない。このように見てくれば、一二年の資本所得税の増税

は、少なくとも短期的な効果として、富裕層にかかる資本所得税の負担を引き上げること成功したと評価するのは難しいだろう。<sup>9)</sup>

他方、再び第一分位から第三分位までの実効税率に目を転じると、ほぼキャピタルゲインの動きに対応するように、一年に低下し、二年にその低下分を上回るほど上昇している。なぜこのようなことが起きたのだろうか。そのカギは、少額キャピタルゲインの非課税措置にあるとみられる。

フィンランドでは、従来からの住宅譲渡益の課税免除（二年を超えて主たる住宅として居住し続けた場合）に加えて、二〇〇六年に一、〇〇〇ユーロまでの売却に基づくゲインを非課税とする制度が創設された。こうした少額非課税制度の下では、世帯当たりのキャピタルゲインは少額でも、それが資本所得に占める比重が高いこれらの

層では、この措置による減税効果が強く働く。

そのため、ここでの実効税率が階級別データで計算されていることが関係して、これら低所得層におけるキャピタルゲインの増大は、それだけ非課税制度の利用件数を増加させることで、資本所得全体に占める非課税分のウェイトを高めて実効税率を下げる方向に作用する。逆に、キャピタルゲインの減少は、階級全体としての非課税分を小さらせることで、法定税率の引上げと合せて、実効税率の上昇を引き起こすことになったものと考えられる。

## 五、むすび

一九九〇年代以降、所得格差が拡大傾向にあるフィンランドでは、二〇一〇年代に入っても資本所得を主因としてなお不平等化が進行するなか

で、所得税の再分配効果はこれまで僅かながら上昇しており、そのほとんどが資本所得税に基づくものであった。特に資本所得税の平均実効税率は、この間確実に高まっていることから、一二年以降の一連の改革は、資本所得課税の強化には一定程度つながったとみることができる。

しかしながら、資本所得税の累進度については、一二年を挟んで明らかに低下しており、短期的にこの税の直接的な再分配効果が改善されたとはいえずともいえない。そうした背後には、異時点間における資本所得の調整を通じた、富裕層による租税回避行動があったことが想定される。特に、改革前後に最高所得層における資本所得税の実効税率がほとんど変化しなかったことは、付加的な超過累進税によってこの税の累進性を高めるには一定の限界があることを示唆している。資本所得には、キャピタルゲインや非上場株式の配当

のように、意図的に操作可能な所得形態が含まれるからである。

近年、フィンランドのような、資本所得に対する軽度な累進税率を備えた二元的所得税は、「二元的累進所得税 (Dual Progressive Income Tax)」と称され、格差社会に適応した新たな税制として注目されている。<sup>100</sup> だが、同国における一〇年代の実態を見る限り、資本所得への累進課税は、この税の累進性強化にはあまり貢献せず、少なからず個人と法人の意思決定を歪めて、資本市場の効率性を阻害している可能性がある。そうした意味で、この種の税制をより慎重に見極めるには、所得分配面での分析にとどまらず、他方で、中立性の観点から、関連する経済主体の行動に与える影響を検証して、その超過負担の実態を明らかにする必要がある。

【追記】本稿は、平成三〇年度に助成を受けた獨協大学研究奨励費に基づく研究成果の一部である。

(注)

- (1) このとき非上場法人オーナーの所得のうち、正常収益部分には、引き上げ後の資本所得税率（三〇％）と同水準の、法人税負担を含めた $30 \cdot 2\% = (0.22 + (1 - 0.22) \times 0.35 \times 0.3)$ の実効税率がかかる一方で、超過収益部分には、同報告が提案する勤労所得の最高税率にほぼ等しい水準となる $45 \cdot 4\% = (0.22 + (1 - 0.22) \times 0.3)$ が課せられる。
- (2) こうした資本所得税重課の改革を主導したのが、新たなKatainen 政権の副首相兼財務大臣に就任したUrpiainenである。彼女は、社会民主党党首の立場から、かねてより定率の資本所得税を採用する同国が高額の資本所得を得る富裕層にとってタックスヘイブン化しているとして、累進的な資本所得税の採用を強く主張していた（野村（二〇一八））。
- (3) これに対して、隣国のスウェーデンでは、同年に、現行の個人資本所得税の代わりに、実質的な金融資産保有課税の扱いを受けることを選択できる、新たな投資・貯蓄口座が導入された（馬場（二〇一九）を参照）。同口座の利用は、投資（貯蓄）収益率の高い個人により大きな減税の利益を与えることになる。なぜ二元的所得税の下で同様に格差拡大の傾向にあるスウェーデンで、フィンランドとはいくぶん対照的な資本所得税政策が志向されたのか、興味深いテーマである。
- (4) これらの配当課税改革と並行して、一四年に法人所得税率が二〇％に引き下げられた。その結果、非上場法人オーナーの所得にかかる限界実効税率は、仮に勤労所得税の最高税率が五〇％であれば、法人税を含めてちょうど同じ水準 $(= 0.2 + (1 - 0.2) \times 0.75 \times 0.5)$ となる。
- (5) 帰属家賃とキャピタルゲインは、この間における資本所得のジニ係数上昇のそれぞれ七六％と七五％を説明する。
- (6) 図表1の税による再分配効果が国税と地方税の所得税および社会保障負担を含むのに対して、ここでの再分配効果は国の所得税の効果のみを取り出している。
- (7) この時期の株価（OMX Helsinki Price Index）の動きを確認すると、一一年と一二年の対前年変化率はそれぞれマイナス六・二％とマイナス一四・一％で、どちらの年も株価の下落局面であった。この点から、これら最高所得層によるキャピタルゲインが単に市場の動向を反映したものとみることは難しい。また、この間のヘルシンキ証券取引所

の売買高をみると、一〇年から一一年にかけて金額ベースでは〇・四％の減少であったが、株数ベースでは二〇％増加している。この点も一一年は、増税を目前にしての株式売却が増加した可能性を示唆している（Tilastokeskus, Suomen Tilastollinen Vuosikirja 2018, p.258を参照）。

(8) とはいえ、マクロ統計を見る限り、国内法人全体の配当性向は、〇・四六（一〇年）↓〇・四八（一一年）↓〇・四五（一二年）と推移しており（Statistics Finland）、税制改革が法人の利益分配の決定に影響を与えた可能性を疑わせるものとなっている。

(9) 第一〇分位階級の資本所得に対する実効税率は、その後のさらなる税率引上げなどによって、一七年には〇・二一（帰属家賃を除く）まぶ上昇したが、第九分位では、逆に一七年（〇・一四）には、増税前の一〇年（〇・一七）よりも低下している。

(10) たゞえば、Brys et al.(2016), p.41を参照。

(参考文献)

野村容康（二〇一四）「フィンランド二元的所得税の再分配効果」証券税制研究会編『金融税制と租税体系』日本証券経済研究所、六七―九八頁。

野村容康（二〇一六）「フィンランドにおける二〇〇五年資本

所得税改革と法人投資」証券税制研究会編『リスクと税制』日本証券経済研究所、六九―九四頁。

野村容康（二〇一八）「北欧三国の二元的所得税―その導入から二〇年を経る」『税経通信』Vol.73、No.6、一〇九―一一八頁。

馬場義久（二〇〇四）「スウェーデンの二元的所得税―その到達点と日本への教訓―」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所、一―三〇頁。

馬場義久（二〇一九）「スウェーデンの投資・貯蓄口座―金融キャピタルゲイン税制の改革―」『証券レビュー』第五九巻、第八号、五九―七四頁。

Brys, B. S, Perret, A, Thomas & P. O'Reilly (2016) "Tax Design for Inclusive Economic Growth", *OECD Taxation Working Papers*, No.26, pp.1-66

Kristiansson, P.J.(2010) "Distributive effects in a dual income tax system", University of Iceland Working Paper.

Ministry of Finance (2010) *Final Report of the Working Group for Developing the Finnish Tax System* (Hermäki 報告)。

OECD (2010) *Tax Policy Reform and Economic Growth*.  
Riihela, M., R. Sullström & M. Tuomala (2010) "Trends in Top Income Shares in Finland", A. Atkinson & T. Piketty

ed. *Top Income*, Oxford University Press, pp.371-447.  
Saez, E., J. Slemrod & S. Giertz (2012) "The Elasticity of  
Taxable Income with Respect to Marginal Tax Rates: A  
Critical Review" *Journal of Economic Literature*, 50:1, pp.3-  
50

(のちろ ひろやす・獨協大学経済学部教授  
当研究所客員研究員)